

講演「良き人生を生きる」

日時：2020年4月19日（日）午後2時～5時（午後1時30分開場）

場所：聖イグナチオ教会内 岐部ホール 404号室（定員100名）

入場無料

犯罪をした人の再犯予防への関心は、近年とりわけ高くなっています。しかし、再犯予防を強調しすぎると、本人のやる気を削いでしまう、あるいは極端な介入によって人権を大きく侵害してしまう可能性が指摘されています。本講演は、「良き人生を生きる」ことについて、再犯予防と本人の望ましい人生の両方を実現することを目指す画期的な処遇モデル「グッドライフモデル」を取り上げながら、当事者を交えて、理論的な解明と実際のニーズの両側面から検討します。

お申込み不要・参加費無料・途中入退室自由です。後半に質疑応答のお時間を設けております。
お気軽にお越しください。

◇ 登壇者

NPO 法人マザーハウス理事長

いがらし ひろし
五十嵐 弘志



前科3犯、受刑歴のべ約20年。獄中で主イエス・キリストと出会い、回心する。出所後、真の愛と赦しを実践するため、「民間非営利団体マザーハウス」を設立。以後、受刑者や出所者のケアとともに、イエス・キリストの愛を伝えている。2014年5月に、マザーハウスをNPO法人として正式に立ち上げ、現在、全国の受刑者約750名と文通交流し（ラブレター・プロジェクト等）、出所者50名以上をサポート中。各大学（早稲田大学、青山学院大学、国士舘大学、東京学芸大学など）、各団体（渋谷更生保護女性会など）、教会等で講演多数。その他、地裁等で情状証人として証言し、犯罪加害者・被害者の支援を行う。2017年8月26日に作田明賞優秀賞を受賞。2019年11月26日には教皇フランシスコに謁見した。

立正大学法学部助教

あいざわ いくお
相澤 育郎

1982年 京都生まれ。龍谷大学法学部、龍谷大学法学研究科、九州大学大学院法学府を経て、立命館大学で専門研究員として勤務。2019年より立正大学法学部教員。著書・論文多数。

【研究】私の研究は、犯罪や非行に及んだ人たちの法的な取り扱いや、社会復帰のための支援のあり方を考えるものです。例えば、犯罪をして懲役刑などを言い渡された人たちは刑務所に入らなければなりません、そこでの生活には、どの程度の自由制約が科されるのでしょうか。好きなものを食べたり、オシャレをしたり、家族と電話をすることは許されないのでしょうか。

また、犯罪をした人たちのほとんどはいつか社会に戻ってくることになるのですが、そのためにどのような施策が必要なのでしょうか。そうした人たちは危険な存在だから、強制的にでも「治療」することが許されるのでしょうか。それとも、社会に出た後に本人が望ましい人生を歩むための「支援」であるべきでしょうか。このような様々な問いに答えるために、外国の法律との比較研究をしたり、社会学や心理学、社会福祉学などの他の分野の専門家との共同研究をしたりしています。刑事法の中ではややマイナーな領域ですが、多くの学生に関心を持ってもらいたいと思っています。

（立正大学ホームページより）

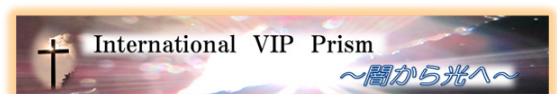


◇ VIPプリズムスタッフ及び協力者

会長 五十嵐 弘志（特定非営利活動法人マザーハウス理事長）

副会長 原田 昇（office Areno 代表）

顧問 宿谷晃弘（東京学芸大学准教授）、佐々木満男（国際弁護士）、新倉修（青山学院大学教授）、細井洋子（東洋大学名誉教授）



◇ お問い合わせ

お電話 03-6659-5260 メール infovipprism@motherhouse-jp.org QRコード→



助成：ファイザープログラム2019「心とからだのヘルスケアに関する市民活動・市民研究支援」